

○箕面市立自転車駐車場条例施行規則

昭和五十五年三月三十一日

規則第四号

(趣旨)

第一条 この規則は、箕面市立自転車駐車場条例(昭和五十五年箕面市条例第二十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入出場の制限)

第二条 一月一日から同月三日までの日においては、自転車を自転車駐車場に入場させ、又は出場させることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(定期による利用の申込み)

第三条 定期により自転車駐車場を利用しようとする者は、駐車定期券申込書(様式第一号)により市長に申込みをしなければならない。

2 前項の申込みの受付は、利用を開始しようとする月の前月の二十四日からとする。

(駐車定期券)

第四条 市長は、定期による利用を承諾したときは、駐車定期券(様式第二号。以下「定期券」という。)を発行するものとし、これを交付する際にその手数料を徴収する。

2 市長は、自転車駐車場の利用状況を勘案し、定期券の発行が適当でないとする場合は、定期券を発行しないことができる。

3 定期券の通用期間は、利用開始月の初日から利用終期月の末日までとする。

(回数駐車券)

第五条 条例第五条第二項の規定により発行する回数駐車券は、様式第三号に定めるとおりとする。

(手数料の減免)

第六条 条例第六条の規定により、手数料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

一 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者が身体障害者手帳若しくは療育手帳又はこれらに準ずる書類を提示したときは、五割に相当する額を減額する。

二 市長が公益上必要と認めるときは、市長が定める額を減額し、又は免除する。

(手数料の還付)

第七条 条例第七条ただし書の規定により、次の各号の一に該当するときは、手数料を還付するものとする。

- 一 補修工事その他の理由により自転車駐車場の供用が休止されたとき。
- 二 その他市長が必要と認めるとき。

2 手数料の還付を受けようとする者は、自転車手数料還付申請書(様式第四号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、速やかに承認・不承認の決定を行い、自転車手数料還付(承認・不承認)決定通知書(様式第五号)により申請者に通知するものとし、その還付額は、次のとおりとする。

一 定期券の場合

- イ 通用期間前のものは、既納の手数料額とする。
- ロ 通用期間内のものは、既納の手数料額から既に経過した月数(一月未満は一月とみなす。)に条例別表第二に定める一箇月の定期利用に係る手数料額を乗じて得た額を控除した額とする。

二 回数駐車券の場合

- イ 全部未使用のものは、既納の手数料額とする。
- ロ 一部使用のものは、既納の手数料額から使用券片数に当該券面額を乗じて得た額を控除した額とする。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和五七年規則第三号)

この規則は、昭和五十七年二月一日から施行する。

附 則(昭和五七年規則第四一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六〇年規則第一三号)

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(平成元年規則第三六号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の箕面市立自転車駐車場条例施行規則の様式により作成した用紙で残存するものについては、当分の間、所要の調整を行った上、改正後の箕面市立自転車駐車場条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則(平成六年規則第二〇号)

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則(平成七年規則第六号)

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二三年規則第四八号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

駐車定期券申込書					
(宛先)箕面市長					
申込日 年 月 日					
申込区分	学生(学校名 )・一般				
申込理由	通学・通勤・その他				
種類	1箇月・3箇月	利用始期月	月		
住所	(電話番号 — — )				
氏名		性別	男・女		
		年齢	歳		
下記条件を承諾の上申し込みます。					
記					

① 入・出場の際、駐車定期券を提示すること。 ② 整理整頓に努め、駐車の際は必ず施錠すること。 ③ 場内では係員の指示に従うこと。 ④ 場内における自転車及び原動機付自転車の盗難、損壊等については、責任を負いません。 ⑤ 駐車定期券は、原則として再発行しません。 ⑥ 継続して利用される場合は、前回定期券と引き換えに申し込んでください。					
料金	区分		1箇月	3箇月	
	自 転 車	学生	円	円	
		一般	円	円	
	原動機付自転車		円	円	
定期券番号			発行日		年 月 日
箕面市立自転車駐車場					

様式第2号(第4条関係)

(表)

駐車定期券					
通用期間					番号
					年 月 月末まで
		様		円	
年 月 日発行					
◆ 箕面市立自転車駐車場					
(裏)					
御注意					6センチメートル
1 入出場の際は、必ず本券を係員に提出してください。 2 本券は、当自転車駐車場以外では使用できません。 3 本券は、本人が自転車及び原動機付自転車1台に限って使用できます。 4 通用期間を経過したり、不用になったときはお返しく下さい。					

<p>5 下記の場合は、本券を回収します。</p> <p>(1) 他人名義のものを使用したとき。</p> <p>(2) 記載事項を塗り消し、又は改変して使用したとき。</p> <p>(3) その他不正駐車的手段に供したとき。</p> <p>6 入出場の時間は、午前6時から午後10時までです。</p> <p>* 下欄は必ず記入してください。</p>			
	住所	電話( )	
8センチメートル			

様式第3号(第5条関係)

(表)

回数駐車券			
	◆		番号
		12枚綴	1,000円
箕面市立自転車駐車場			
回数駐車券			
	◆		No. 1
		100円	
箕面市立自転車駐車場			
回数駐車券			
	◆		No. 12
		100円	
箕面市立自転車駐車場			

(裏)

御注意
-----

<p>1 出場の際は、必ず券片を係員に提出してください。</p> <p>2 本券は、この自転車駐車場以外では使用できません。</p> <p>3 入出場の時間は、午前6時から午後10時までです。</p>

様式第4号(第7条関係)

<p>※受付第 号</p> <p>年 月 日</p>
<p>(宛先)箕面市長</p>
<p>住所</p> <p>申請者</p> <p>氏名 印</p> <p>電話 ( )</p>
<p>自転車手数料還付申請書</p>
<p>箕面市立自転車駐車場条例施行規則第7条第2項の規定により、下記のとおり、自転車手数料の還付を申請します。</p>
<p>記</p>
<p>1 申請理由</p>

2 その他
-------

(注) 申請者は、※印の箇所は記入しないこと。

様式第5号(第7条関係)

様		第 号の2
		年 月 日
		箕面市長 氏名 印
自転車手数料還付	承認 不承認	決定通知書
年 月 日付で申請のあった自転車手数料の還付について、箕面市立自転車駐車場条例施行規則第7条第3項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。		
記		
1 決定区分	(1) 承認	(2) 不承認

2 決定理由

3 決定額